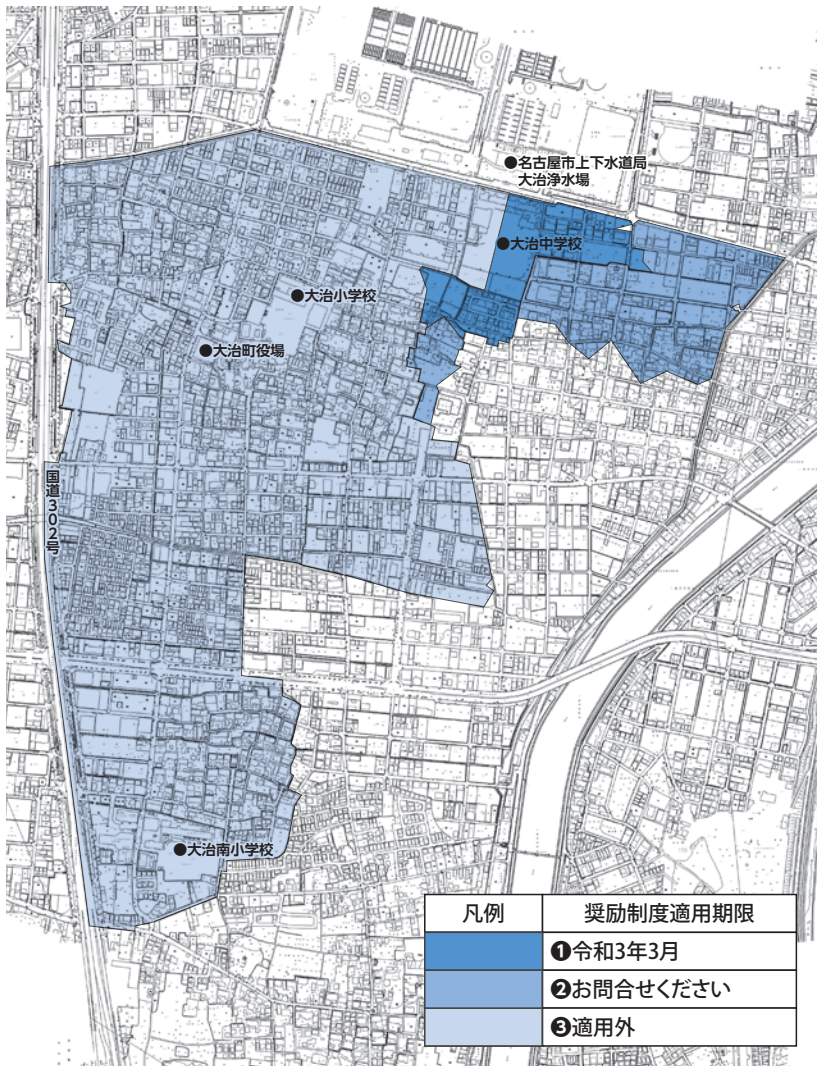


# 下水道への早期接続のお願い

日光川下流域下水道  
マスコットキャラクター  
「ニコマルくん」



凡例	奨励制度適用期限
	①令和3年3月
	②お問合せください
	③適用外

私たちは日常生活の中で、たくさんの水を使っています。生活雑排水をそのまま流し続けると、川や海などの自然環境だけでなく、自分たちの身の周りの生活環境も悪くなります。

下水道は、これらの汚れた水をきれいな水へよみがえらせ、私たちが健康で文化的な生活を営むための大切な施設です。

現在の下水道整備区域は、図①②③です。下水道が利用できるようになってから「くみ取り便所」をご使用の方は3年以内に、「浄化槽」をご使用の方は速やかに、下水道に接続していただく必要があります。(下水道法第10条及び第11条の3)

下水道の整備区域に在住の全ての方々に下水道に接続していただくことにより、その効果が発揮されます。下水道の趣旨をご理解いただき、早期に接続していただきますようお願いいたします。

※接続工事は、本町登録の指定工事店のみ可能で、事前に町の許可が必要です。届出がない場合は、罰則が科されます。

※指定工事店は、町ホームページ「下水道排水設備指定工事店一覧表」をご覧ください。下水道課へお問合せください。

下水道が利用できるようになってから3年以内に接続していただくと、次の3つの早期下水道接続を奨励する制度が受けられます。(図の①②の地域の方が対象)

## ●受益者負担金の20%減免

負担金額(土地の面積1㎡当たり270円)のうち、20%を減免します。

## ●浄化槽雨水貯留施設転用費補助金

下水道に接続することで不要となる浄化槽に、雨水をためて庭木の散水等に利用できるよう改造する工事を行う方に工事費の3分の2(上限額10万円)を補助します。

## ●水洗便所改造資金融資あっせん

下水道に接続する工事資金の融資あっせんと、融資に対する利子を補給します。(融資額60万円以内) 今後も引き続き下水道整備を行い、下水道を利用できる区域を順次拡大していきます。

※奨励制度適用期限

- 図①の地域の方は、令和3年3月までの申請分となります。
- 図②の地域の方は、下水道課へお問合せください。

問合せ先 役場 下水道課 内線140・157



【例】受益者負担金対象の土地を200㎡(約60坪)所有している場合200㎡×270円=54,000円  
※3年以内の接続の場合は、20%減免します。例の場合、10,800円減免となり43,200円となります。